

静岡県立浜松工業高等学校消防計画

令和8年4月1日

第1章 総則

第1節 目的及びその適用について

第1条 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、静岡県立浜松工業高等学校の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

この計画に定めた事項については、次の者に適用する。

- (1) 静岡県立浜松工業高等学校に勤務、通学し、出入りする者すべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

第2節 防火管理業務の一部委託について

第3条 防火管理業務の一部委託

(1) 委託者からの指揮命令

受託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表9「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

第4条 管理権原者

- (1) 管理権原者は静岡県立浜松工業高等学校の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

第5条 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア 建 物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段

イ 防火施設 防火戸、防火シャッター

ウ 避難施設 階段、避難口

エ 電気設備 変電室、分電盤、ネオン管灯設備

オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所

カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

給湯設備、ガス設備、ボイラー

キ 消防用設備等 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具

- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 教職員及び生徒に対する防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (10) 防火防止対策の推進
- (11) その他

第４節 消防機関との連絡

第６条 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別		届 出 等 の 時 期	届出者等
(１) 防火管理者選任 (解任) 届出		防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(２) 消防計画作成 (変更) 届出		消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の変更など大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(３) 訓練実施の通報		自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(４) 消防用設備等点 検結果報告書		３年に１回（若しくは１年に１回） (総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者の 確認を受けた 後に通報する
(５) そ の 他	消防用設備等 の設置届	消防用設備等を増築、改設、移設したとき	管理権原者

第７条 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検・検査

第8条 日常の火災予防

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1の「日常の火災予防を行う担当者」と日常の注意事項のとおりとする。

(2) 別表1は、教職員に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

(3) その他

防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

第9条 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査（前 第5条（3）の項目）

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査と分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2の『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表3の『避難施設等点検記録表』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。

(イ) 「避難施設等点検記録表」のチェックは1日1回以上行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4の「自主検査チェック票（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

実施時期は、7月と12月の年2回とする。

ウ その他

(ア) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

(イ) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、防火担当責任者がチェックする。

イ 実施時期は、4月と12月の年2回とする。

第10条 消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等の法定点検は点検設備業者に委託して別表6により行う。

(2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

(3) その他

建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立ち会わなければならない。

第 11 条 報告時

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の支持を受け、改修計画を樹立する。

第 12 条 その他

防火管理者は、定期的に自主検査、自主点検及び法定点検の実施者に確認の指示を行う。

第 2 節 火災予防措置

第 13 条 従業員等が守るべき事項

- (1) 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように、次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、ロッカー等）を置かない。

イ 階段等出入り口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉）をさまたげるように物品がおいてある場合は直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品がおいてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

- (2) 火気管理等

ア 終業時に、火気設備器具等の安全を確認する。

イ 火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的外に使用しない。

ウ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

エ その他

危険物を持ち込まない。

- (3) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空き室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

カ 危険物や火薬類（クラッカー等）を使用するとき。

キ その他

(ア) 警備員による巡回は、定期的に又は必要に応じて行う。

(イ) 裏口から出入りする者のチェックを行う。

第14条 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

集会室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と必要に応じて入室の制限を行う。

(2) 実習中の安全対策の樹立

ア 実習責任者は、実習を行うときは、実習中の安全対策を樹立する。
また、次に掲げる事項の実習を行うときは、「実習中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

(ア) 増築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき

(イ) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 実習責任者等の遵守事項

防火管理者は、実習責任者に対し、次の事項を周知し、遵守させる。

(ア) 溶接・溶断など火気を使用して実習を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(イ) 実習を行う生徒は、防火管理者が指定した場所以外では、火気の使用等を行わないこと。

(ウ) 実習場所ごとに火気の責任者指定し、実習の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(エ) 危険物等の持ち込みは、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

(カ) その他

防火管理者の指示すること。

(3) その他

避難経路図を作成し、1階の各出入口付近、各階段の付近、教職員休憩室などに掲出する。

第3章 自衛消防組織等について

第15条 組織の編成

静岡県立浜松工業高等学校の自衛消防組織は学校長を自衛消防隊長として、自衛消防隊を設置し、その編成及び任務、指揮命令を行うとともに消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動が出来るように務めなければならない。

自衛消防の組織の編成（警戒宣言発令時の組織を含む。）は、別表7のとおりとし、この別表は、教職員休憩所、教職員更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

第16条 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により、行動する。
なお、教職員には、別に「防火管理者マニュアル」を作成し、配布する。

（1）通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報と内線電話により事務室（220番）へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により、出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ばやで消えた後でも、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

放送用語例は別記5に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。

（2）初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある、消火器、屋内消火栓設備を用いて、燃えているところに向けて消火する。

（3）避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

（4）安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

（5）応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことが出来るようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

原則として屋外駐車場に救護所を設置する。

第 17 条 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、浜松工業高等学校の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他
 - ア 近接する建物等に対する応援出場は、自衛消防隊長の判断に基づき、活動する。
 - イ 前アの協定は、管理権原者が行う。

第 18 条 その他

近接する建物等からの都市ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。

(浜松工業高等学校はプロパンガスを使用している。)

第4章 休日、夜間の防火管理体制

第19条 休日、夜間に在館者がいる場合の措置

休日、夜間においては、在館者がいる場合、在館者全員で、次の初動措置を行う。

(1) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(2) 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(3) 避難誘導

部活動、点検等のため入館者がある場合は、拡声器等を使用して、火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(4) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

第20条 休日、夜間の無人時の措置

休日、夜間において無人となる場合は、次によるものとし、火災発生時の連絡を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

☐ (1) 無人直接通報

☐ (2) 即時通報 (セコム)

☐ (3) その他

第5章 震 災 対 策

第21条 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、校長とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラス・看板・広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
 - オ その他
- (3) 震災時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検を実施する。

備 蓄 品 目	備 蓄 場 所
1 飲料水	新本館3階 定時制生徒会室
2 非常用食料【リッツ（クラッカー）等】	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 携帯用拡声器	
7 発電機	
8 毛布	

第22条 地震後の安全措置

- (1) 出火防止
 - ア 火気設備器具の直近にいる教職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
 - イ その他
 - ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする
- (3) 地震動終了後、防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (5) その他
 - ア 避難通路の確保を行う。
 - イ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。

第23条 震災時の活動

震災時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等（警戒宣言発令時を含む）

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は教職員及び生徒に知らせる。

ウ その他

(2) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当者は、生徒等の混乱防止に努め、次のことを行う。

(ア) 生徒を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。

(イ) 生徒等を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

(ウ) 避難は防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令より行う。

(エ) 避難誘導は、生徒等の先頭、最後尾等に教職員を配置して行う。

(オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(カ) その他

避難は一時集合場所に集結し、人員確認後、避難する。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となる物の除去を行う。

ウ その他

第24条 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたとき、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。

(1) 警戒宣言発令時における授業方針

原則としては、授業は中止し、生徒等が混乱しないで退場できるようにする。

(2) 教職員・生徒等に対する警戒宣言発令情報の伝達方法

ア 生徒等に対する情報の伝達に先立ち、まず教職員・生徒へは放送設備により放送し伝達する。

イ 生徒等に対する情報の伝達時期は、各階の避難誘導担当の配置完了ごとし別記5の放送文により放送し伝達する。

(3) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ 被害防止措置の内容

(ア) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(イ) 照明器具、ロッカー、書棚、OA 機器、物品などの転倒・落下防止措置

(ウ) その他

a 避難通路の確保

b 非常口の開放等

c 工作機の固定等

第6章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育について

第25条 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

対 象 者	実 施 時 期	実 施 回 数	防 火 管理者	防火担当 責任者	火元 責任者
新任・転任者	着任時	着任時1回	○		
教職員	4月、9月	年2回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
生徒	1学期当初	1学期当初1回 その他必要の都度	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

第26条 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の項目について、教育する。

ア 消防計画について

(ア) 従業員が守るべき項目について

(イ) 火災発生時の対応について

(ウ) 地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

(ア) 防火管理マニュアルの徹底に関すること。

(イ) 消防機関が行う防災講演会に参加する。

(2) 防災教育の実施方法

ア 新任・転任者等は着任時のオリエンテーション時に実施する。

イ 毎日の朝礼時に合わせて実施する。

ウ その他

第２節 訓練について

第２７条 訓練の実施時期等

（１）訓練の種別及び実施時期等

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消 火 訓 練	８月	別記１により、実施する。
通 報 訓 練	８月	別記２により、実施する。
避 難 訓 練	４月、６月、８月	別記３により、実施する。
その他の訓練	１２月	安全防護及び応急救護訓練を実施する。
総 合 訓 練	８月	別記４により、実施する。 大規模地震を想定した訓練も合わせて実施する。

（２）訓練の参加者

- ア 自衛消防隊員（教職員）
- イ 事務職員は適宜参加する。

第２８条 訓練の実施結果

防火管理者は、別表８の「自衛消防訓練実施結果表」を用いて訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

別表Ⅰ

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

担当者の任務	
防火管理者	・ 学校の防火管理業務の総括責任者 ・ 防火担当者と火元責任者に対して、指導監督を行う。
防火担当責任者	・ 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し、指導監督を行う。 ・ 防火管理者の補佐を行う。
火元責任者	・ 担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などに基づき、チェックし、防火管理者に報告する。
教職員等の注意事項	
勤務時間内	1 消火器、屋内消火栓が設置してある場所や階段、通路、出入り口などの周囲には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して、燃えるものを接して置かないこと。 4 電熱器等の火気設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。 5 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末を行うこと。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かない。 7 シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込ませないこと。 8 危険物品を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 9 指定場所以外で臨時に火気を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 10 その他 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。
	1 建物内外の整理整頓を行い、ゴミや段ボール箱など燃えやすいものは決められた時間以外は、外に出さないこと。 2 電気、ガスなど火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 3 異常事態が発生したときは、必ず、防火管理者に報告すること。

別表2

自主検査チェック票（日常）「火気関係」

実施責任者					担当区域		
日	曜日	実 施 項 目					
		ガス器具の ホース老化 ・損傷	電気器具の 配線劣化・ 損傷	火気設備器具 の設置・ 使用状況	倉庫等の 火気の 確認	就業時の 火気の 確認	その他（共有 部分の可燃物 の有無）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
					防 火 管 理 者 火 確 認		

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○・・・良

×・・・不備

△・・・即時改修

別表 3

自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害」

実施責任者						担当範囲				
実施日時										
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害										
閉鎖障害										
操作障害等										
備考										
実施責任者						担当範囲				
実施日時										
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害										
閉鎖障害										
操作障害等										
備考										
							防火管理者 確認			

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○・・・良

×・・・不備

△・・・即時改修

別表 4

自主検査チェック票（定期）

実施項目及び確認箇所			検査結果
建築物構造	建	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
		(2) 柱・はり・壁・床 コンクリート損壊・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
		(3) 天井 仕上材に、剥落・落下の恐れのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	構	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれの恐れのある腐食・ゆるみ、著しい変形等はないか。	
		(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗料等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、剥落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
		(6) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(7) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また侵入障害はないか。		
防火施設	防	外壁の構造及び開口部等 (1) ①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。	
	火 施 設	防火区間 (2) ①防火区間を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付きの防火戸・シャッターが完全に閉鎖するか。 [確認要領] ○常時閉鎖の防火戸は最大まで開放して、完全に閉まるのを確認する。 ○煙感知器連動で閉鎖する防火戸を止めているマグネット等を手動により外し、自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。	

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所			検 査 結 果
避 難 器 具	(1)	廊下・通路 ①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2)	階段 ①手すりの取り付け部の緩みと手すりの破損はないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点滅するか。	
	(3)	階段室の避難口 ①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の鍵は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火 気 設 備 器 具	(1)	厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器 ①可燃物品からの保有距離は適切か。 ②異常燃焼時に安全装置は適切に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2)	ガストーブ、石油ストーブ等 ①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	(1)	変電設備 ①電気主任技術者等の資格を有する者が検査をおこなっているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか	
	(2)	電気器具 ①タコ足の接続を行ってないか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正にしようしているか。	

実施項目及び確認箇所			検査結果
可燃物貯蔵設備	(1)	少量危険物貯蔵取扱所 ①標識は掲げられているか。 ②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止の措置はしてあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに目詰まり、亀裂等はないか。	
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所 ①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓（集積）の状況は良いか。	

検査実施者名	検査実施日	検査実施者名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	年 月 日	危険物設備	年 月 日	

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告します。

（凡例）○ 良 × 不備・欠陥 △ 即時改修

別表 5

消 防 用 設 備 等 自 主 点 検 チ ェ ッ ク 票

実 施 施 設	確 認 箇 所	点検結果
消火器 年 月 日実施	①設置場所に置いてあるか。	
	②消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	③安全栓が外れていないか。安全栓の封印が脱落していないか。	
	④ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	⑤圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓 (移動式) 年 月 日実施	①使用上の障害となる物品はないか。	
	②消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	③ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	④表示灯は点灯しているか。	
水噴霧消火設備 年 月 日実施	①散水の障害はないか。	
	②間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	③管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) 年 月 日実施	①泡の分布を妨げるものがないか。	
	②間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	③泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 年 月 日実施	①起動装置またはその直近に防護区間の名称、取り扱い方法 保安上の注意事項等が明確に表示されているか。 (手動式起動装置)	
	②手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火 設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示 が設けてあるか。	
	③スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどないか。	
	④貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 年 月 日実施	①使用上の障害となる物はないか。	
	②消火栓扉の表面には「消火栓」または「ホース格納箱」と 表示されているか。	
	③ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	

実施施設	確認箇所	点検結果
動力消防ポンプ設備 年 月 日実施	①常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	②車台、ボディー等に割れ、曲がり、及びボルトの緩みがないか。	
	③管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 年 月 日実施	①表示灯は点灯しているか。	
	②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	③用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	④ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
ガス漏れ火災警報機 年 月 日実施	①表示灯は点灯しているか。	
	②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	③用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	④ガス漏れ検知機に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報機 年 月 日実施	①電源表示灯は点灯しているか。	
	②受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり錆等で固着していないか。	
非常ベル 年 月 日実施	①表示灯は点灯しているか。	
	②操作上障害となる物がないか。	
	③押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 年 月 日実施	①電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	②試験的に放送設備により、放送が出来るかどうか確認する。	
避難器具 年 月 日実施	①避難に際し、容易に接近できるか。	
	②格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	③格納場所の付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	④降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。	
	⑤標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 年 月 日実施	①改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	②誘導灯の周囲は、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	③外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	④不点灯、ちらつき等がないか。	

実 施 施 設	確 認 箇 所	点検結果
消防用水 年 月 日実施	①周囲に樹木等使用上の障害となるものがないか。	
	②道路から吸管投入口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	③地下式の防水水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 年 月 日実施	①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	③散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。	
	④散水ヘッドの周囲は、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 年 月 日実施	①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	③放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	④放水口を格納する箱は変形、損傷腐食等がなく扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント 年 月 日実施	①周囲に使用上障害となるものがないか。	
	②保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	③表示灯は点灯しているか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		防 火 管 理 者 確 認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者へ報告します。
(凡例) ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

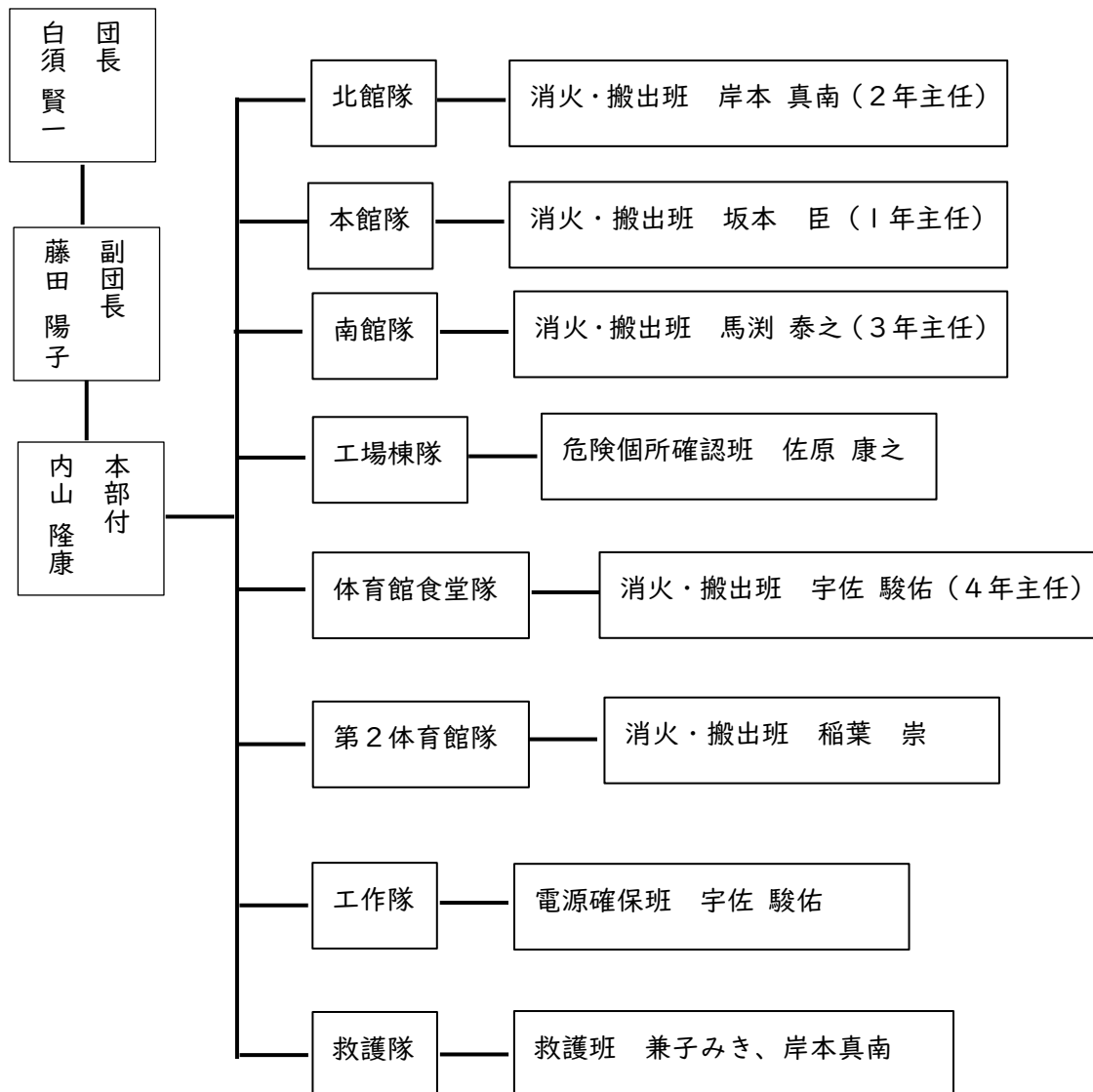
別表 6

消 防 用 設 備 等 点 検 計 画 表

点検実施月日及び点検区分 消防用設備等の種類	点 検 実 施 月 日			
	機 器 点 検		総 合 点 検	
消 火 器	月	日	月	日
屋 内 消 火 栓	月	日	月	日
スプリンクラー設備	月	日	月	日
自動火災報知設備	月	日	月	日
ガス漏れ火災報知設備	月	日	月	日
放 送 設 備	月	日	月	日
避 難 器 具 (救助袋)	月	日	月	日
誘 導 灯	月	日	月	日
連 結 送 水 管	月	日	月	日
排 煙 設 備	月	日	月	日
自家発電設備	月	日	月	日

※ 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	
住 所	
電 話 番 号	



自衛消防訓練實施結果表

実 施 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日		
実 施 根 拠	消防計画の定期・臨時・応援協定		実施計画書 有 ・ 無
実 施 場 所			参加人員 名
実 施 範 囲	建物： 全体 ・ 部分 （ 棟 階）		
	参加事業所 ・ 参加部門		
実 施 区 分	実 動 ・ 体 験 ・ 確 認 ・ 図 上 研 究		
実 施 内 容 〔１～３については、訓練内容を記録する。〕	１	総 合 ・ 消 火 実 放 水 ・ 消 火 ・ 通 報 ・ 避 難	
	２	安 全 防 護 ・ 応 急 救 護 ・ 地 震	
	３	隊 任 務 ・ 編 成 ・ 基 礎 行 動 ・ 規 律	
	４	消防競技会参加訓練・出初式参加訓練・消防演習参加訓練	
訓 練 対 象 者	・教 職 員 （ 全 員 ・ 一 部 ） ・生 徒 ・自衛消防隊員 （ 全 員 ・ 一 部 ・ 特 定 の 者 ） ・自衛消防隊 本 部 ・ 地 区 隊 （ 全 員 ・ 一 部 ）		
訓 練 想 定	火 災 ・ 地 震 ・ そ の 他 （ ） 発災の階 場所		
訓 練 指 導 者	職 氏名		
結果への意見	全体評価		
	推奨事項		
	反省点		

記 入 者	職	氏名
-------	---	----

(裏)

No.	主 な 訓 練 内 容	実技実施者・体験者名
1	自衛消防隊の各任務の確認	
2	火災発見時の周知方法	
3	119番通報要領	
4	防災センター、自衛消防隊への連絡要領	
5	在館者への情報伝達	
6	避難誘導・介助要領	参加人員 名
7	応急救護の措置要領	参加人員 名
8	逃げ遅れ者の確認要領	
9	自衛消防隊本部の設置・運用要領	
10	身体防護（教職員等）、安全確保要領	参加人員 名
11	避難要領（教職員等）	参加人員 名
12	防災センターの運用、活用要領	
	1 自火報受信機、非常ベルの取扱要領	
	2 非常通報装置の取扱要領	
	3 放送設備、インターホンの取扱要領	
	4 消火器具、屋内消火栓の取扱要領	
	5 消火器、屋内消火栓の実放水体験	
	6 S P、泡消火設備の取扱要領	
	7 避難器具の取扱要領	
	1 防火戸、防火シャッターの操作取扱要領	
	2 非常口、避難口、避難通路の確保要領	
	3 排煙設備の操作要領	
その他		

防火管理業務の委託状況表

防火対象物名称				※用 途		
管理権原者				※管理者区分	所・管・占	
防火管理者名				※選任区分	単独・共同・重複	
受託者の氏名 及び住所等 [法人にあっては 名称及び主たる 事業所の所在地]		氏名（名称） 住所（所在地）				
		担当事務所 [教育担当者講習修了者名] [講習修了者番号] [教育計画]				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方	範囲	☐ 火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ）			
			方法	☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）		
				常駐場所		
				常駐人員		
	委託する防火対象物の区域					
	巡回方	巡回	☐ 巡回による火気使用箇所の点検 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）			
			委託する時間帯			

受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	巡回方式	巡回	巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
			委託する時間帯	
	遠隔移報方式	範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）	
			方 法	現場確認要員の待機場所
到着所要時間				
委託する防火対象物の区域				
委託する時間帯				

(備考) 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目□にレ点を付すこと。
2 ※欄は記入しないこと。

消 火 訓 練 の 実 施 要 項

実 施 項 目	実 施 内 容	備 考
火災の想定	(1) 火災の想定を行う。 ・ 出火場所 ・ 燃焼物 ・ 延焼拡大範囲 ・ 避難を要する者の数、場所	・ 防火対象物の用途規模、収容人員等の用途特性を考慮し、想定を付与する。
消火活動	(2) 消火活動を行う。 ・ 火災の想定に基づき必要な消火設備の操作を行う。 - 簡易消火設備（三角バケツ等） - 消火器 - 屋内消火栓設備 - 特殊消火設備 [水噴霧・泡・二酸化炭素・粉末・ハロゲン化物] - 屋外消火栓設備 - 動力消防ポンプ設備	・ 消火設備を実際に取り扱い、操作要領を体得させる。（原則として、放射又は放水可能なものは放射又は放出するものとする。）
防火区画の構成	(3) 防火区画を構成する。 ・ 防火戸、防火シャッターを閉鎖する。	・ 延焼拡大経路となる部分の防火区画の構成を行う。

通 報 訓 練 の 実 施 要 領

実 施 項 目	実 施 内 容	備 考
火災の想定	(1) 火災想定を行う。 ・ 出火場所 ・ 燃焼物 ・ 延焼拡大範囲 ・ 避難を要する者の数、場所	・ 防火対象物の用途規模、 収容人員等の用途特性を 考慮し、想定を付与する。
火災発生時の措置	(2) 火災を周囲の者に知らせる。 (3) 所定の場所に連絡する。	
消防機関への通報	(4) 消防機関（119番）へ通報する。	・ 通報は、事務所内に119番の 受信施設を特設するか、又は、消 防機関に訓練指導を依頼し、訓練 通報装置により訓練する。 ・ 消防機関への通報はあらかじめ 連絡をとっておく。
館内への通報	(5) 火災を全館に知らせる。 ・ 非常警報設備を鳴動させる。 （自動火災報知設備） ・ 放送設備（非常用、業務用）により 火災発生を知らせる。	・ 事務室において行う。 ・ 実際に取り扱い操作を行う。

避難訓練の実施要項

実施項目	実施内容	備考
火災の想定	(1) 火災の想定を行う。 ・ 出火場所 ・ 燃焼物 ・ 延焼拡大範囲 ・ 避難を要する者の数、場所	・ 防火対象物の用途規模、収容人員等の用途特性を考慮し、想定を付与する。
放送設備による避難誘導	(2) 避難の指示を行う。	・ 事務室において、放送設備（非常用、業務用）を活用する。
避難誘導員の配置・誘導	(3) 避難誘導員の配置を行う。 (配置場所) ・ 階段入り口付近 ・ 通路角等 (4) 誘導を行う。	・ メガホン、携帯用拡声器等を活用する。
非常口の開放	(5) 非常口を開放する。	
排煙設備の開放	(6) 機械排煙を活用する。 (7) 自然排煙を活用する。	・ 原則として想定出火場所の防煙区画を操作し、排煙する。
避難を有する者の確認	(8) 避難を要する者の確認を行う。	・ 避難を要する者等の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。
避難器具の設定	(9) 避難用具の設定を行う。	・ 設定は、想定火点階上層階とする。
消防隊への情報提供	(10) 消防隊へ情報を提供する。 (情報内容) ・ 逃げ遅れ者等の有無 ・ けが人等の有無 ・ 消火活動上支障となる物件の有無	

総 合 訓 練 の 実 施 要 項

訓練の推移	実 施 項 目	実 施 内 容
火 災 発 生	火 災 の 想 定	(1) 火災の想定を行う。 ・ 出火場所 ・ 燃焼物 ・ 延焼拡大図 ・ 避難を要する者の数、場所
	火災発生時の措置	(2) 火災を周囲の者に知らせる。 (3) 所定の場所に連絡する。
	消防機関への通報	(4) 消防機関（119番）へ通報する。 (通報内容) ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物の名称 ・ 出火場所、燃焼物等 ・ 避難を要する者の有無
	館内への通報	(5) 火災を全館に知らせる。 (火災自動報知設備を含む) ・ 放送設備（非常用、業務用）により 火災を知らせる。
局 部 延 焼	放送設備による避難誘導	(6) 避難指示を行う。
	消 火 活 動	(7) 消火活動を行う。 消火設備等の操作を行う。 ・ 簡易消火用具（バケツ等） ・ 消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ 特殊消火設備 （水噴霧・泡・二酸化炭素・粉末・ ハロゲン化物） ・ 屋外消火栓設備 ・ 動力消防ポンプ

訓練の推移	実 施 項 目	実 施 内 容
延 焼 拡 大 消 防 隊 到 着	避難誘導員の配置・誘導	(8) 避難誘導員の配置を行う。
		(9) 誘導を行う。
	非 常 口 の 開 放	(1 0) 非常口を開放する。
	防火区画の構成	(1 1) 防火区画を構成する。 防火戸、防火シャッターを閉鎖する。
	排煙設備の活用	(1 2) 機械排煙を活用する。
		(1 3) 自然排煙を活用する。
	避 難 器 具	(1 4) 避難器具の設定を行う。
	避難を要する者の確認	(1 5) 避難を要する者の確認を行う。
	消防隊への情報提供	(1 6) 消防隊へ情報を提供する。

放 送 文

I 放送文例

ア 地震予知判定会召集時

地震予知情報をお知らせします。

只今、大規模地震に関する判定会が召集されたとの連絡が入りました。

この判定会は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつくかどうかを地震の専門家により判断するものです。この結論が出るまでには、あと数時間程度かかる見込みです。

今のところ地震が発生する恐れがあるかどうかは、わかっておりませんが、詳しい情報が入り次第連絡するので、教室で待機下さい。

防 火 管 理 業 務 実 施 計 画 書

「消防計画」に基づき、静岡県立浜松工業高等学校の防火担当責任者 内山隆康 及び教職員は、当学校において下記事項を適正に実施します。

1 防火担当責任者は、消防用設備等の自主点検及び火気関係並びに避難施設関係の概ね次の事項について、自主検査を実施します。

- (1) 廊下、階段に避難障害となる物品を置いていないか。
- (2) 防火戸の周囲に閉鎖障害となる物品を置いていないか。
- (3) ガス器具等の配線に老化・損傷はないか。
- (4) 電気器具の配線に老化・損傷はないか。
- (5) 電気器具はタコ足配線となっていないか。
- (6) 終業時に火気の確認は行ったか。

2 火災等の災害発生時は、下記の表に基づき行動します。

防火管理者 防火担当責任者	伝達班・通報連絡班	・ 119番通報をする。 ・ 防火管理者に連絡をする。
	木野・蝶野・佐原	
	初期消火担当	・ 水バケツ、消火器等による 初期消火をする。
	馬淵・坂本・宇佐・稲葉・木下	
	避難誘導担当	・ 生徒を安全な場所に誘導する。
	寺田・岸本・兼子	

3 建物内の他の部分から火災が発生した場合は、防火管理者の指揮の下に相互に連絡・協調して自衛消防活動を行います。

4 防災教育

防火担当責任者は、「防火の手引き」などを作成し、必要の都度、教職員に教育を行います。

5 訓練

消防計画に定められた訓練に積極的に参加します。